



京 賃 審 発 第 1 1 号
平 成 2 8 年 8 月 8 日

京 都 労 働 局 長
井 内 雅 明 殿

京 都 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 久 本 憲 夫

平 成 2 8 年 度 京 都 府 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に つ い て (答 申)

当審議会は、平成28年7月4日付け京労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(同日閣議決定)及び「日本再興戦略2016」(同日閣議決定)に配慮しつつ慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、今回の答申に伴い強い影響を受けるのは、京都府内の地域経済を支え、雇用の維持に努めている中小企業・小規模事業者である。このような京都府内の中小企業・小規模事業者への総合的かつ抜本的な支援なくしては、京都府内の地域経済の維持・発展はあり得ない。また、今後の賃上げを行っていくためには、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする総合的な支援策を講じること等による経営環境の整備が必要不可欠である。

そのために、さまざまな支援策が考えられるが、まず、業務改善助成金を全国で活用でき、さらに、賃上げを実施した企業であまなく活用できる制度とされるよう改善することを要望する。加えて、直接的で、効果的な、そして中小企業・小規模事業者が利用しやすい助成金制度の新設とともに、省庁の垣根を越え、政府一体となって、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた抜本的な対策を至急講じることを強く求める。

京 都 府 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
京都府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 831 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり